

学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

以下に示す水準に達して、自立して研究を行なうことが可能な学生に対して「博士（法学）」を授与する。

1. 研究者として自立するに足る高度な研究能力を修得した学生。
2. 比較法を含む先端レベルの法律知識を修得した学生。
3. 所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成した学生。

〔凡例〕

◎ = 当該DPの示す学習成果を達成するために、履修することを強く推奨する科目。

○ = 当該DPの示す学習成果を達成するために、履修することを推奨する科目。

分類	科目群	授業の目的	授業の到達目標	DP1	DP2	DP3
選択科目 (コースワーク)	特殊研究	博士論文執筆の基礎となる専門的知見・外国法研究能力・文章校正力などを修得する。	①国内外の専門的な研究に触れ、博士論文の水準と呼ぶに足る専門的な知見を修得する。②国内外の文献を精確に理解する読解力を修得する。③専門的な議論を論理的に展開する能力を高める。	◎	○	◎
論文指導科目 (リサーチワーク)	特研演習	指導教員が博士論文執筆のために必要な事柄について個別に指導することにより、博士論文執筆のために必要な素養を修得する。	指導教員による個別具体的な指導を通じて、①博士論文執筆のための計画を立てる。②計画に基づいて必要な作業を、外国文献講読・中間報告などといった形で進める。	◎	◎	◎